

2023年3月30日

地方連盟代表者 各位
各会・クラブ代表者 各位

日本勤労者山岳連盟
労山山岳事故対策基金運営委員会
委員長 白井邦徳

2023年度主催者賠償責任保険の申込みのご案内

標記について、昨年からサービスを開始して一年が経過しました。事故もなく順調に推移したため、2023年からは地方連盟に加え、会・クラブにも対象を拡げて取り扱うこととなりましたので、ここに申込みの案内をいたします。

ついては、下記の内容で取り扱いますので、主催者賠償責任保険の内容についてご理解のうえ、活用してくださるようよろしくお願いいたします。

なお、当保険は、登山学校・ハイキング学校（セミナー）、公開ハイキング・市民ハイキングなどにおいて、万が一事故があり、事故者から当該主催者が裁判などで訴えられた場合に有効な制度です。詳しくはチラシの補償内容をご覧ください、ご検討をお願いいたします。

今後とも労山基金に対してご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 主催者賠償責任保険の内容

引受保険会社「東京海上日動火災保険株式会社」が提供する補償内容で、詳細は別紙の「[労山主催者責任賠償保険_チラシ](#)」をご覧ください。

(参考情報) 廃止になった「三井住友海上火災保険」と補償内容は同じである。違うのは、申込方法が「その都度申込み」から「事前・年間一括申込み」に変更になったことである。

2. 2023年主催者賠償責任保険の有効期間

2023年5月1日午後4時～2024年5月1日午後4時まで

3. 2023年の申込期間

本日より2023年4月28日（金曜）まで

4. 申込の内容 次の 4点

- ①地方連盟の行事を対象に申し込む場合：地方連盟の名称
各会・クラブの行事を対象に申し込む場合：地方連盟の名称/会・クラブ名
 - ②地方連盟の行事を対象に申し込む場合：
当該地方連盟の理事長の氏名（不在の場合は、代表者か代行者の氏名）
各会・クラブの行事を対象に申し込む場合：会・クラブの代表者名
※フリガナも記載ください。
 - ③2022年5月～2023年4月までの行事名とその参加者数（実績数）
※初めての行事の場合は2023年の参加見込み数で報告する。
（1年間の行事参加者数によって保険料が決まる為）
※年間行事が複数ある場合は、行事ごとに参加者を記入する。
 - ④行事の実施要項がある場合は申込時にメール添付する。
- ※申込の様式は任意（メールで通知する）である。

5. 申込は以下メールアドレスに同時送信

- ①引受保険会社代理店： amata.akira@aisaplanning.com
 - ②労山基金： kikin@jwaf.jp
- 宛先：アイサイプランニング 尼田 旭
件名：「労山主催者賠償責任保険の申込み」と地方連盟および会・クラブ名を記載

6. 支払い精算

本保険の支払いは、引受保険会社の請求にもとづき労山基金運営委員会が一括5月末までに支払い精算する。
よって、地方連盟及び会・クラブの支払いは発生しない。
※引受保険会社「東京海上日動火災保険株式会社」代理店アイサイプランニングと日本勤労者山岳連盟との間ですべての地方連盟および会・クラブ分を労山基金運営委員会が精算する旨契約を行なっている。

7. 今回の拡大措置

地方連盟や各会・クラブで開催する行事主催者賠償保険の保険料を労山基金が支払うことは、これまでの無事故報償金の廃止に伴う財源を充当するものである。万が一支払金額の範囲が原資で賄える範囲を超えた場合は、本支払いの充当は廃止となる。原則、受益者負担となる。

以上

問合せ先：日本勤労者山岳連盟事務局（平日 10：00～18：00）まで
フリーダイヤル：0120-44-2742、Eメール：kikin@jwaf.jp